

公 告

「令和5年度 千曲市地域防災拠点・道の駅基本構想策定業務委託」のプロポーザル参加者を下記のとおり募集します。

令和5年10月2日

千曲市長 小川 修一

記

1 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度 千曲市地域防災拠点・道の駅基本構想策定業務委託
- (2) 業務箇所 千曲市大字八幡地区（国道18号更埴坂城バイパス沿線）
- (3) 事業期間 契約締結日から令和6年3月28日まで
- (4) 提案上限額 8,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 参加表明書提出期限までに「令和4・5年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」及び「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録がある者で、長野県内の本社または支社、営業所等で登録があること。
- (6) 建設コンサルタント登録（建設部門：都市及び地方計画）を有していること。
- (7) 過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務の元請として、いずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有する者であること。なお、本業務における同種業務とは、次のとおりとする。

【同種業務】

- ・道の駅基本構想策定、道の駅基本計画策定又は道の駅基本設計策定に関する業務
- ・道の駅に類似又は関連する施設に関する（以下、「類似施設等」という。）

基本構想策定、類似施設等基本計画策定及び類似施設等基本設計策定に関する業務

- (8) 千曲市内で行うプレゼンテーションに参加できる者
- (9) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は提案者と3か月以上正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者

下記（ア）（イ）のいずれかの該当者を配置するものとする。

（ア）技術士（総合技術監理部門）又は技術士（建設部門：道路もしくは都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

（イ）過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。

イ 照査技術者

（ア）技術士（総合技術監理部門）または技術士（建設部門：道路もしくは都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

（イ）照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 主となる担当技術者

下記（ア）（イ）のいずれかの該当者を配置するものとする。

（ア）技術士（総合技術監理部門）または技術士（建設部門：道路もしくは都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

（イ）過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。

なお、担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

3 参加表明書の提出等

プロポーザルの参加者は、以下の要領で参加表明書を提出すること。

- （1）提出期間 令和5年10月13日から令和5年10月18日午後5時まで
（ただし、午前8時30分から午後5時までとする。）
- （2）提出先 千曲市役所企画政策部地域開発推進室
- （3）提出方法 持参による提出とする。
- （4）提出書類 別紙「令和5年度 千曲市地域防災拠点・道の駅基本構想策定業務委託実施要領」7 参加に係る書類等の提出のとおり。
- （5）参加資格結果通知 電子メールにより通知する。

4 質問・回答

- （1）参加表明に関する事項
質問期間：令和5年10月2日から令和5年10月10日午後5時まで
回答：令和5年10月12日まで回答午後5時までに千曲市ホームページに掲載。
- （2）企画提案書に関する事項
質問期間：令和5年10月23日から令和5年10月27日午後5時まで
回答：令和5年10月31日午後5時までに千曲市ホームページに掲載。
- （3）質問方法
別紙「様式第6号 質問書」によりメールにて下記まで送信すること。
千曲市役所企画政策部地域開発推進室 メール kaisui@city.chikuma.lg.jp

5 企画提案書の提出について

- (1) 提出期間 令和5年11月1日から令和5年11月14日午後5時まで
(ただし、午前8時30分から午後5時までとする。)
- (2) 提出先 千曲市役所企画政策部地域開発推進室
- (3) 提出方法 持参による提出とする。
- (4) 提出書類 別紙「令和5年度 千曲市地域防災拠点・道の駅基本構想策定業務委託実施要領」8 企画提案書作成要領のとおり。

6 プレゼンテーションについて

別紙「令和5年度 千曲市地域防災拠点・道の駅基本構想策定業務委託実施要領」12 審査方法、審査基準のとおり。

7 問い合わせ先

- ・千曲市役所企画政策部地域開発推進室
電話：026-273-1111 内線4123